

## 平成23年度行政監査結果一覧表（県立学校における教材費等について）

### 私費現金の管理

大項目	小項目	結果及び意見の内容	措置対象	報告書ページ
社会通念上問題があると認められるもの	-	<p>私費現金の管理について、次のようなものが見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 現金を金庫に保管していないもの</li> <li>イ 預金通帳と届出印を同じ職員が管理しており、預金払戻時のチェックができないもの</li> <li>ウ 学校徴収金の受払いが記録されていないもの</li> <li>エ 学校徴収金について預り金の性質にふさわしい管理をしていないもの</li> <li>オ 現金を受領した際に領収書を発行していないもの</li> <li>カ 現金を受領した際に発行した領収書の控えを保管していないもの</li> <li>キ 預金通帳を解約直後に廃棄したもの、郵便振替口座に係る振替受払通知票を保管していないもの</li> <li>ク 入学時に集金した第1学年の学年費に係る預金を、一時的に他学年に係る支払に充てるため払い戻したもの</li> <li>ケ 入学時に集金した第1学年の学年費に係る現金を集金目的外の支払に充て、その残りを入学時納入金として帳簿に記載したもの</li> <li>コ 既に解散し実体のない団体の預金口座を、学校関係団体費の経理に用いているもの</li> <li>サ 学校関係団体費の経理を行うために校長が開設した校長名の預金口座の届出印に、大分県教育委員会公印規程(昭和40年大分県教育委員会訓令第1号)の規定により作成した公印を使用しているもの</li> <li>シ 預金口座の届出印とするため、大分県教育委員会公印規程の規定によることなく校長印、学校印、出納責任者印などを作成しているもの</li> </ul> <p>管理体制を適切なものに改める必要がある。</p>	学校	19 20
その他徴収金処理方針の規定上問題があると認められるもの	公費に準じた現金の出納が行われていないもの	<p>私費現金について、公費に準じた会計処理及び現金の出納を行うことを求めているが、大分県会計規則に定める現金出納表に準じた帳簿が作成されていない。</p> <p>このため、徴収金処理方針における「現金」の定義を明確にした上で、私費現金の出納保管についてどういう事務処理を求め、そのためにどういう帳簿を作成すればよいかを検討し、具体的にこれを学校長に示す必要がある。</p>	県教委	20
	通帳による管理をしていなかったもの	<p>徴収金処理方針において、「学校徴収金」は「原則として、金融機関に口座を設けて通帳により現金の出納を行い、その収支が確認できるようにしなければならない」と定めているが、現金出納の確認は帳簿の記載及び領収書・契約書などの証拠書類によって行うのが基本であり、また、収支の確認は、未払金や未収金がかかるような簿記を行わなければならないものではない。</p> <p>徴収金処理方針における「収支」の定義を明確にした上で、通帳による管理をする目的を再度整理するとともに、例外的に通帳による管理を要しない場合の具体的な基準を学校長に示す必要がある。</p>	県教委	20

私費現金の使途

大項目	小項目	結果及び意見の内容	措置対象	報告書 ページ
社会通念上問題があると認められるもの	学校徴収金を無断で集金目的外の使途に流用したものの	<p>使途を特定して集金した学校徴収金について、次のように、委任者に無断で集金目的外の使途に流用したのが見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 模擬試験会計から、葬儀の献花代を支出したもの</li> <li>(イ) 誤って二重に集金した高文連会費等を返金せず、集金を失念していた教科書購入費に充てたもの</li> <li>(ウ) 入学時に集金した第1学年の学年費に係る現金を、集金目的外の支払に充てたもの</li> <li>(エ) 卒業記念品代金に充てるとして集金しておきながら、その一部を文化祭の費用に充てたもの</li> <li>(オ) 集金時の説明と全く異なる実習材料を購入したもの、材料費に充てるとして集金しておきながら予定にないコンペの出品料にしたもの、集金時とは別の模擬試験の実施費用に充てたもの、教育合宿費の残金やクラス費で問題集を購入したもの、総額で管理しているもの</li> </ul> <p>教職員の意識向上に努めるとともに、管理体制を適切なものに改め、再発を防止する必要がある。</p>	学校	21
	学校徴収金のうち設置者が負担すべきと認められるもの	<p>生徒個人に受益が帰属するとは考えられない経費を「預り金」として保護者等から集金しているのが見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 生徒氏名ゴム印代</li> <li>(イ) 郡市等学校保健会費</li> <li>(ウ) 楽器のリース代</li> <li>(エ) 体力テスト分析処理費</li> <li>(オ) 共用物品購入費</li> </ul> <p>今後適正に処理する必要がある。</p>	学校	21 22
	学校関係団体費の支出のうち設置者又は教職員が負担すべきと認められるもの	<p>次のように、設置者又は教職員が負担すべきと認められる経費を学校関係団体費から支出しているのが見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 各種研修会に係る資料代等の負担金</li> <li>(イ) 家庭訪問に係る旅費</li> <li>(ウ) 各種団体の会費や運営費負担金など</li> <li>(エ) 備品購入費</li> <li>(オ) 県有財産の修繕料</li> <li>(カ) 樹木せん定等の委託料</li> <li>(キ) 廃棄物処理費用</li> <li>(ク) 卒業証書の生徒氏名筆耕料</li> <li>(ケ) 椅子カバー等のクリーニング代金</li> <li>(コ) スクールカウンセラーの報酬等</li> <li>(サ) 教職員の名刺作成代金</li> <li>(シ) 有料道路通行料及び駐車場代</li> </ul> <p>学校関係団体費の予算執行が校長に委任されている状況においてその影響力を考慮すると、安易に学校に関する経費をPTAに依存することは、避けるべきである。また、学校関係団体が教職員が負担すべき費用を援助する意思を有しているとしても、教職員は公務員としての高い倫理観を持ち、保護者負担の軽減を常に念頭において判断すべきものと考えられる。</p>	学校	22 23 24

## 私費現金の事務処理

大項目	小項目	結果及び意見の内容	措置対象	報告書 ページ
社会通念上問題があると認められるもの	入会・会費負担等についての説明	生徒又は卒業生が構成員である団体について入会の任意性を説明していないもの、学校が構成員である団体について会費負担の任意性を説明していないもの、校長など教職員が構成員である団体の会費や負担金等をPTAが支出しているものが見受けられた。 保護者等に入会の任意性や会費負担の理由等をきちんと説明するとともに、保護者等から同意書を徴収するなど会費の負担を承諾する意思を確認した上で会費を集金するよう改める必要がある。	学校	25
	その他の不適切な集金	自転車ステッカー代金を7月に全生徒から集金し、自転車通学をしない生徒には12月に返金したものの、テストの代金を実施後に集金したものが見受けられたので、適切、適期に集金を行う必要がある。	学校	25 26
	管理監督者の職務遂行	次のとおり、管理監督者の権限やチェック機能が適切に機能していないと認められるものが見受けられた。 (ア) クラス費や学校関係団体費を校務として教職員に取り扱わせるに当たり、事務分掌表により責任を明確にしていないもの (イ) 私費現金の取扱い状況について定期的な検査をしていないもの (ウ) 集金不足額があることを把握していないもの (エ) 担当教員が通学用自転車ステッカーの注文や保護者等からのステッカー代金の集金を勝手にしているもの (オ) 営利企業等従事許可願において教職員の収入が5,000円とされていた模擬試験について、監督料の支出決議書の決裁時に、当該額を超える金額を支出する内容であることを見逃したもの 部下教職員の指揮監督を適切に行うとともに、定期的な検査を行うなどして、常に事務処理の状況を把握するよう努める必要がある。	学校長	26
	保護者等への報告	次のように、保護者等への報告が十分でないものが見受けられた。 (ア) 決算をしていないもの (イ) 保護者等に報告をしていないもの (ウ) 保護者等にどう報告したのかについて記録がないもの (エ) 決算報告書に裏付けのない金額を記載したり、余剰金があるのにないとしたり、余剰金の処理を決算報告のとおりに行っていないなど、決算報告の内容が事実と異なるもの (オ) 預金利息を計上しないなど、決算報告に誤りがあるもの 適正に処理するとともに、再発を防止する必要がある。	学校	26
	支払に係る領収書	支払に係る領収書を保管していないものが見受けられたので、今後適正に処理する必要がある。	学校	26
	契約関係書類	1件163万円の物品購入契約について、一者随意契約によった理由の記載がないものが見受けられたので、今後適正に処理する必要がある。	学校	26

大項目	小項目	結果及び意見の内容	措置対象	報告書 ページ
社会通念上問題があると認められるもの	事務引継	<p>次のとおり、転出等のため、他の教職員に私費現金の管理を引き継がねばならない場合にこれを適切に行っていないものが見受けられた。</p> <p>(ア) 事務引継が行われていないもの</p> <p>(イ) 事務引継が徹底していなかったために引き継がれた現金や書類が失われていたもの</p> <p>(ウ) 過去の事務引継が徹底していなかったために出所不明の預金が残っているもの</p> <p>事務引継書を作成させるなど部下教職員の指揮監督を適切に行って再発を防止する必要がある。また、出所が不明な預金について、適切に処理する必要がある。</p>	学校長	27
その他徴収金処理方針の規定上問題があると認められるもの	文書による起案・決裁	<p>次のとおり、文書による事務処理が行われていないものが見受けられた。</p> <p>(ア) 保護者に私費現金の用途等を説明する文書の作成について校長の文書決裁を得ていないもの</p> <p>(イ) 保護者にクラス費等の決算報告をするに当たって、校長の文書決裁を得ていないもの</p> <p>(ウ) 学校徴収金の支出に係る伝票が作成されていないもの</p> <p>今後部下教職員を指導し適正な文書管理を行う必要がある。</p>	学校長	27
	文書の管理	<p>学校徴収金の経理などに関する簿冊が見当たらないものが見受けられたので、今後部下教職員を指導し適正な文書管理を行う必要がある。</p>	学校長	27
	納入業者の選定	<p>次のとおり、納入業者の選定に不備があると認められるものが見受けられた。</p> <p>(ア) 副教材等の納入業者の選定に当たり2者以上から見積書を徴していないもの</p> <p>(イ) 業者選定のための組織を設置していないもの</p> <p>2者以上から見積書を徴する目的や業者選定のための組織を設置する目的を再度整理した上で、例外的な取扱いの具体的基準を学校長に示す必要がある。</p>	県教委	27

## 学校指定用品の事務処理

大項目	小項目	結果及び意見の内容	措置対象	報告書 ページ
社会通念上問題があると認められるもの	販売等業者の選定	次のとおり、公正な競争の確保という観点から、販売等業者の選定に係る事務処理が十分でないとして認められるものが見受けられた。 (ア) 1者を制服取扱業者に指定するに当たって、他に取扱い可能な業者がないとした理由がないもの又は明確でないもの (イ) 制服取扱業者の指定に当たって、同額の見積書を提出した2者のうち1者を指定した理由に合理性がないもの (ウ) 修学旅行取扱業者の選定に当たって、見積価格が最低ではない業者を選定した理由が明らかでないもの 今後適切に処理する必要がある。	学校	28
その他徴収金処理方針の規定上問題があると認められるもの	保護者からの意見聴取	徴収金処理方針では、「学校徴収金」の徴収目的及び徴収金額について、原則として、PTA役員など保護者の代表者等への説明を行うとともに、その意見を聴いて「学校徴収金」を決定するものとされ、「学校指定物品」にもこの規定を準用するものとされているが、こうした説明は全般的に行われておらず、役員会等で説明したものについても資料や議事録などの記録が残されていないかった。 学校指定用品の決定の前に保護者の代表者に説明を行い、意見を聴くとともに、これらの実施記録を作成・保管する必要がある。また、県教委は、当該意見聴取が必要な学校指定用品の範囲、説明の要点及び意見聴取の方法などを学校長に示す必要がある。	学校・ 県教委	28
	文書による起案・決裁	次のとおり、文書による事務処理が行われていないものが見受けられた。 (ア) 副教材等の比較検討を行った記録がないもの、副教材等の選定に係る会議の記録や資料がないもの (イ) 副教材等の選定について校長の決裁を得ていないもの 今後部下教職員を指導し適正な文書管理を行う必要がある。	学校長	28
	文書の管理	学校指定用品に関する簿冊が見当たらないものが見受けられたので、今後部下教職員を指導し適正な文書管理を行う必要がある。	学校長	28

その他の不適切な事例

大項目	小項目	結果及び意見の内容	措置対象	報告書ページ
経理事務の複雑な委任関係	-	<p>「学校」が徴収し管理すべき「学校徴収金」の一部について、後援会やPTAに経理を行わせているものが見受けられたが、実際に事務を処理するのは教職員であり、委任関係を複雑にしている。</p> <p>こうした取扱いをできるだけ速やかにやめる必要がある。また、こうした取扱いをすることについて見解を示すとともに、当該見解に沿って教職員を指導監督する必要がある。</p>	県教委・学校	29
協力金の受領	-	<p>副教材費の支払事務の委託を受けた者が、副教材の納入業者から協力金(支払事務の取扱手数料)を受け取っていた。当該協力金は、学校長が受取を認めたもので、一部が受託者の報酬に充てられ、他はPTAの収入になっていた。</p> <p>副教材費の取扱いに関して業者との間で金品の授受が行われることは、いかなる名目であるにせよ適切でないと認められる。是正に向け見解を示して、学校長を指導する必要がある。</p>	県教委	29
通学用自転車ステッカーの販売	-	<p>通学用自転車に貼付するステッカーについては、ステッカー製造業者の繁忙期を避けた方が安く購入できることもあって、教職員があらかじめ翌年度の入学予定者分の枚数をステッカー製造業者から買い入れておき、自転車通学を希望する新生入生にこれを有償で頒布することが広く行われているが、当該買入れ単価よりも高い代金を保護者等から集金しているものが見受けられた。</p> <p>このような状況では、売れ残ることも想定し、その分の費用に充てるなどの事情があるとしても、もはや保護者等から物品購入に必要な経費を預かるものとはいえず、教職員が物品販売の業務(仕入れ・販売)を行っているものとみなさざるを得ない。</p> <p>このため、県教委は、教職員がこのような業務に従事することが妥当かどうかについて見解を示すとともに、当該見解に沿って教職員を指導監督する必要がある。</p>	県教委	29
一律に集金する理由が乏しいもの	-	<p>通学用自転車ステッカー代や成績通知書等郵送代など、経費を負担してまでその利益を受けることを望まない保護者等もいると容易に推定されるものについて、一律に集金しているものが見受けられた。</p> <p>通学用自転車ステッカーの購入を保護者等の任意とし、その意思に基づいて集金する必要がある。また、成績通知書の郵送を希望するかどうかを保護者に確認し、希望者のみに郵送することを検討する必要がある。</p>	学校	29 30

## 県教委の指導及び監督

大項目	小項目	結果及び意見の内容	措置対象	報告書 ページ
徴収金処理方針の抜本的見直し	徴収金処理方針及び徴収金マニュアルの効果	<p>おおむね次のように総括できる。</p> <p>(ア) 「学校徴収金」の取扱いは、大半の学校で担当職員(主に教員)の個人的スキルに任されているところ、徴収金処理方針及び徴収金マニュアルの内容を理解している教員はきわめて少なく、事務処理の適正化に効果があったとは考えられない。</p> <p>(イ) 修学旅行の取扱業者選定手続については、徴収金マニュアルで示した比較表に準拠して企画案の比較を行っている学校が多く、一定の効果があったと考えられる。また、制服や体育用品など指定物品についても、不適切な事務処理は散見されたものの、一定の効果があったと考えられる。</p> <p>(ウ) 「団体徴収金(団体費)」の帳簿の整理などは、おおむね適切に行われているものの、従前の取扱要領による予算科目の構成や数式の使用が見受けられ、効果のほどは不明である。</p>	県教委	31
	徴収金処理方針及び徴収金マニュアルの評価	<p>(ア) 徴収金処理方針は、教職員の間で規範マニュアルとして認識されていない。その原因は、教育委員会規則や職務命令である訓令の形式をとっていないこと、規範ではない徴収金マニュアルとセットで学校に示達されたことなどにあると推測される。</p> <p>(イ) 徴収金処理方針及び徴収金マニュアルには、次のような改善すべき点が見られる。</p> <p>a 学校徴収金及び学校関係団体費について、保護者等の適切な経費負担を確保するための使途基準を示していない。</p> <p>b 受益者負担、預り金など「学校徴収金」の本質に関わる用語について説明がない。</p> <p>c 「学校徴収金」の定義が、徴収処理方針と徴収金マニュアルとで異なっている。</p> <p>d 「現金出納簿」の参考例に預貯金の出納の記載が見られる。</p> <p>(ウ) 学校現場での事務処理の実態を把握しておらず、点検・見直しやこれに基づく改定が一度も行われていない。</p> <p>a 修学旅行に関する参考例が、平成17年施行の旅行業法の改正に対応できていない。</p> <p>b 通常は会計年度終了後に行う決算を、会計年度末までに行うこととされている。</p> <p>c 特別支援学校における校外実習費は、実習当日に保護者から預かってその日のうちに精算することが多く、年度末に改めて決算する必要がない。</p>	県教委	31 32
	徴収金処理方針の抜本的見直し	<p>教材費等のあるべき姿(目標)を示した上で、教職員の私費現金の取扱いにどういう方法によってどういう指導及び監督をすべきかを改めて検討した上で、徴収金処理方針及び徴収金マニュアルを抜本的に見直す必要がある。見直しに当たっては、私費現金の取扱いは少し教えれば誰でも正しくできるような簡単なものではないことを踏まえる必要がある。</p>	県教委	32 33

大項目	小項目	結果及び意見の内容	措置対象	報告書 ページ
早急に改善指導を要する事項	徴収金処理方針及び徴収金マニュアルの不備の改善	<p>徴収金処理方針及び徴収金マニュアルの抜本的な見直しが行われるまでの間における私費現金の事務処理を適切に行わせるため、これまでの個別の意見のほか、次に掲げる改善や指導を行う必要がある。</p> <p>(ア) 現金出納簿の参考例の不備を正すこと。</p> <p>(イ) 保護者負担軽減の観点から、送金手数料を債権者(業者、団体等)負担としてもらいたい旨の意思表示をすべきことを明らかにすること。</p> <p>(ウ) 支払に係る債権者が送金手数料の負担に応じないときの当該送金手数料の負担者及び負担方法に関する統一した考え方を示すこと。併せて、私費現金を集金する際の口座振替手数料の負担者及び負担方法についても、統一した考え方を示すこと。</p> <p>(エ) 学校指定用品を教職員がまとめて購入する場合において、全員が購入を申し込むとは限らないことから、販売業者に見積条件を示す時点で数量減少のリスクがあることを説明することや、返品に応じることを求めるなどを指導すること。</p> <p>(オ) 篤志家が学校徴収金を納めていない生徒に係る債務の肩代わりを申し出た場合、その対応について統一した考え方を示すこと。また、教職員が集金不足額を補填することの是非及び集金不足額が生じた場合の取扱いについて統一した考え方を示すこと。</p> <p>(カ) 学校徴収金の支払を証する書類として感熱紙のレシートを保管している例が多く見受けられたが、感熱紙は徴収金処理方針が求める5年間の保存に耐えられないことから、その写しを併せて保管することを指導すること。また、私費現金に係る会計書類について5年間の保存が適当かどうかも再検討すること。</p> <p>(キ) 学校徴収金に係る仮払い及び立替払について、支払及び精算の方法、責任の所在、限度額などの標準を定めること。</p> <p>(ク) 「学校徴収金」の徴収目的及び徴収金額について、原則として、PTA役員など保護者の代表者等への説明を行うとともに、その意見を聴いて「学校徴収金」を決定するものとされているが、意見聴取の手続が必要であるかを、再度検討すること。</p> <p>(ケ) 学校徴収金について、集金すべき額及び集金した額を生徒ごとに把握していないことは、他の生徒の教材費や集金目的外の用途への流用など不適切な取扱いを生じる大きな要因となるので、この点の指導を徹底すること。</p> <p>(コ) 私費現金の受取の際に使用する領収書について、領収書の保管者及び使用者を明らかにすることは、適正な現金管理の基礎となるものであるから、実際の現金取扱い状況を踏まえた上でルール化すること。</p>	県教委	33 34
	定期的な監察等の実施	<p>教材費等に係る事務処理状況の把握と是正のため、定期的かつ継続的に監察等を実施する必要がある。</p>	県教委	34 35
	取り扱う私費現金の抑制	<p>リスク管理の観点を踏まえて私費現金の取扱いは真にやむを得ないものに留めていくよう学校長を指導する必要があり、学校の種類や規模に応じた標準的な取扱額など具体的な目安となるものを示すのが望ましい。</p>	県教委	35



大項目	小項目	結果及び意見の内容	措置対象	報告書 ページ
早急に改善指導を要する事項	適切な経費負担の実現	公平かつ適切な経費負担を実現するため、経費負担に関する具体的な運用マニュアルを示して学校長を指導するとともに、設置者が負担すべき経費について必要な予算を措置する必要がある。	県教委	35
	学用品等指定の必要性	指定の必要性が乏しいものがないか実態を調査し、学校の特徴や学校所在地の地域特性なども勘案した上で、行政効率維持の観点から、不要な指定をしないよう学校長を指導する必要がある。	県教委	35 36
	職員倫理規程の運用	PTAの慶弔規程の有無にかかわらず、一定の利害関係にある保護者を構成員に含むPTAからせんべつや祝金などを受け取らないよう、教職員を厳しく指導する必要がある。また、大分県教育委員会職員倫理規程では、売買契約等の相手方との間での禁止行為を定めているが、私費現金に係る売買契約等の相手方である場合にも当該基準が適用されるかどうかを明確にする必要がある。	県教委	36
	「校外勤務」の必要性	旅費が支給される出張と異なる校外勤務は、出張との実質的な違いがどこにあるのか明確でない上に、近年、公務出張への私有車の使用が認められるなど出張に係る制度も整備されたことから、校外勤務の制度を置く必要性は少なくなっているものと認められる。 県教委は、校外勤務の意義を明らかにした上で、その要否を検討する必要がある。	県教委	36
	(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金一部負担額の集金の適正化	各学校では、体育保健課の指導に基づき、保護者が(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金負担額の納入をPTA会長に委任し、PTA会長が掛金負担額を取りまとめて県に納入することが行われている。しかし、当該手続に関して、委任についてPTA会長が同意していることが客観的に証明されていない、実際には掛金負担額の集金及び管理を教職員が行っている、掛金負担額を納めない保護者がいる場合にPTAの資金で立て替えているなどの問題が見受けられた。 掛金負担額の徴収手続の適正化を図るため、指導を改める必要がある。	県教委	36 37
	大分県高等学校文化連盟会費の納入の是正	学校徴収金として保護者等から集金している大分県高等学校文化連盟の会費について、未収があった場合でも別目的の学校徴収金から流用したり教職員が立て替えたりして同連盟が求める全生徒分の会費を納めた例が見受けられた。 教職員の負担軽減の観点からも、このような対応を改めるよう学校長を指導する必要がある。	県教委	37
	県下一斉実力テストについて	県下一斉実力テストを受験するかどうかは保護者等が判断すべきものであるから、受験料を集金するに当たっては、授業時間内に実施されるものであっても受験は任意であることを保護者等に十分に説明し、受験の意思を確認した上で行う必要がある。 受験の意思の確認を徹底するよう関係学校長を指導する必要がある。また、同テストを実施している大分県高等学校教育研究会進学指導部会は教職員で構成されており、受験料は同部会に支払われていること、同テストは多くの学校で実施されており、多くの教職員が関与していると考えられることなどから、県教委は、教職員の関与の状況など同テストの実施状況を把握し、教職員の服務上の問題が生じることのないよう、万全を期す必要がある。	県教委	37

学校関係団体の事務の取扱いに係る事項

大項目	小項目	結果及び意見の内容	措置対象	報告書ページ
団体における教職員の事務の適正の確保	経理規程等の整備	教職員の公務能率の確保及び現金取扱いにおけるリスク管理の観点から、教職員が運営に 関与する団体において、権限の配分、事務決裁、経理、予算執行、資金の繰越しや積立てなど に関する規程が整備されるよう、学校関係団体に理解を求める必要がある。	県教委	38
	会員及び会費に関する規定の整備	会員の会費納入義務について会則で定めていない団体が多く見受けられた。また、会則で入 退会手続を定めていないか又は会則で定める入退会の手続が執られていないものがほとんど であった。 教職員の事務の適正の確保及び会費徴収に関するトラブル防止の観点から、教職員が運営 に関与する団体においてその会員たる地位の得喪及び会員の義務に関する規定が整備される よう、学校関係団体に理解を求める必要がある。	県教委	38 39
団体事務と公務との混同 の是正	団体事務と公務との区分	PTAの支払に係る請求書が、校長あてや学校あてであるもの等、団体事務と公務とを混同し ている例が見受けられた。 団体事務と公務との区別を示すとともに団体事務の処理に当たっての注意事項を具体的に示 すなどして、学校長を指導する必要がある。	県教委	39 40
	教職員の意識	教職員に対し団体事務と公務との区分の指導を徹底するよう、学校長を指導する必要がある。	県教委	40
	校務として取り扱うことができる団体事 務の範囲の明確化	団体の事務の性質や事務処理に要する時間や費用などを精査した上で、これらのうち校務とし ても差し支えないものを具体的に区分して学校長に示すとともに、行政運営の透明性向上の ため、これを広く公に示す必要がある。	県教委	40
教職員の関与に係るルー ルの確立	教職員の関与の必要性	教職員が役員又は事務局員に就任することができる団体に関し、具体的な団体名を例示する などして基準を定め、併せて、団体の役職員としての事務を行うときの服務上の取扱いを明らか にする必要がある。	県教委	41
	役員等に就任する手続	教職員が学校関係団体の役員又は事務局員に就任するに当たっては、担当する事務の範囲 や権限と責任の範囲を明確にした上で、手続を書面で行うこととし、教職員が安心して事務処理 に当たることができる環境を整備する必要がある。	県教委	41
体育文化振興会の統合の 促進	-	県教委及び学校長は、公務能率の確保の観点から、実質上PTAの一部であると見受けられる 体育文化振興会の他団体への統合について理解を求める必要がある。	県教委・ 学校長	41

## 県民への情報提供

大項目	小項目	結果及び意見の内容	措置対象	報告書 ページ
-	-	入学時や在学期間中の保護者等の費用負担について、情報の提供が積極的に行われるよう、その内容や方法を検討する必要がある。	県教委	41